

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会 開催結果の要旨

会議名	第1回 木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会		
日時	平成23年 2月 8日(火) 午前10時から午前11時15分	場所	木津川市本庁舎 市議会全員協議会室
出席者	委員	■村橋 正武 ■森本 幸裕 □遠藤 隆 □内藤 正明 ■郡嶋 孝 ■井上 元 (代理出席：文化学術研究都市推進室 水口参事) ■安藤 淳 (代理出席：都市計画課 岡田副課長) ■勝見 彰 ■阪本 貢 ■今井 洋一	
	その他出席者	木津川市長 河井規子	
	庶務	鈴木市長公室長、尾崎市長公室理事、坂元係長、中島主任、	
傍聴者			
議題	1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 市長あいさつ 4. 委員紹介 5. 会長・副会長選出 6. 会長あいさつ 7. 諮問 8. 議事 (1) 確認事項 ①委員会の運営について (2) 審議事項 ①計画の策定体制(案)とスケジュール(案)について ②委員会での検討の進め方(案)について ③民間事業者の意向調査(案)について (3) その他 ①次回委員会開催日程について ②その他 9. 閉会		
審議結果要旨	1. 開会 事務局より、開会を宣言した。 2. 委嘱状交付 市長より、委員に委嘱状が交付された。 3. 市長あいさつ 市長より、第1回木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会開催にあたり、あいさつがあった。 4. 委員紹介 各委員及び事務局職員より、自己紹介があった。 5. 会長・副会長選出 木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会条例(以下「条例」という。)第5条に基づき、委員の互選により次のとおり会長及び副会長を定めた。		

会 長 村橋 正武 大阪工業大学教授・リエゾンセンター長
副会長 森本 幸裕 京都大学大学院地球環境学堂教授

6. 会長あいさつ

会長より、就任に際し、あいさつがあった。

7. 諮問

条例第2条に基づき、市長より、村橋会長に諮問をおこなった。

8. 議事

(1) 確認事項

①委員会の運営について(配付資料 資料-1)

条例第9条の規定により、条例に定めのあるもののほか、委員会の運営について、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会運営内規のとおりとすることを確認した。

また、内規第6条第2項の規定により、今回の委員会の開催結果の要旨の署名委員に森本副会長を指名した。

(2) 審議事項

①計画の策定体制(案)とスケジュール(案)について(配付資料 資料-2)

事務局より、資料-2を基に説明し確認した。

②委員会での検討の進め方(案)について(配付資料 資料-4)

事務局より、資料-3を基に地区の経緯と現状を説明し、資料-4を基に委員会での検討の進め方を説明し確認した。

③民間事業者の意向調査(案)について(配付資料 資料-5)

事務局より、資料-5を基に説明し確認した。

(3) その他

①次回委員会開催日程について

事務局より後日、委員の予定を確認し日程調整を行うこととした。

②その他

事務局から、運営内規第7条第2項の規定に基づき、次回の委員会を非公開したい旨の提案があり、委員により承認された。

事務局から委員会条例第7条の規定に基づくオブザーバー参画の検討を進めたい旨の提案があり委員により承認された。

9. 閉会

審議経過要旨

1. 開会
審議結果要旨のとおり。
2. 委嘱状交付
審議結果要旨のとおり。
3. 市長あいさつ
市長より、委員就任へのお礼と、あいさつがあった。

【市長あいさつ要旨】

学研木津北・東地区に関しましては、これまでも過去2回にわたりまして、まちづくりを検討する委員会が設置され、里山保全に向けた重層的な活動の展開や、持続可能な社会の実現に資する実証、実験フィールドの形成などを基本方針とする土地利用構想が示され、その具体化が求められております。

また、この地区の最大の所有者である独立行政法人都市再生機構が平成25年度にニュータウン事業を完了されることから、他の所有者の方々を含めた当地区全体の土地利用を推進するためには、何としても事業が完了されるまでに土地の利活用についての目途を立てることが必要であり、実現方策を打ち立てるための判断材料が必要であると考えております。

委員会での議論を深めていただくことにより、未来に向かって、多くの市民の皆さまが夢と希望を抱くことができるような土地利用計画となることを期待いたしますとともに、その示された方向の実現に向けまして、私どももしっかりと努力してまいり所存でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます、私からのごあいさつとさせていただきます。

4. 委員紹介
審議結果要旨のとおり。
5. 会長・副会長選出
審議結果要旨のとおり。
6. 会長あいさつ
会長より、あいさつがあった。

【会長あいさつ要旨】

北地区および東地区は学研都市のクラスターの一つであり、国にとって、地域にとって、木津川市にとっても大変大事な場所として「どのような土地利用で、どのような空間として築いていくか。」、この方針をしっかりと打ち出すことが、われわれの責務だと思っている。

まず、北地区、東地区の今後の在り方をしっかりと議論して、里山としての新しい取り組みも含めて、次の世代に引き渡す方向性を出していただきたい。

さらに、具体的な実践活動の在り方を実現していく方策をこの委員会の成果の二つ目として、出して行きたいと考えている。

7. 諮問

条例第2条に基づき、諮問書(写)のとおり、市長から会長に諮問をおこなった。

8. 議事

(1) 確認事項

①委員会の運営について(配付資料 資料-1)
審議結果要旨のとおり。

(2) 審議事項

①計画の策定体制(案)とスケジュール(案)について(配付資料 資料-2)
審議結果要旨のとおり。

②委員会での検討の進め方(案)について(配付資料 資料-4)
審議結果要旨のとおり。

③民間事業者の意向調査(案)について(配付資料 資料-5)
審議結果要旨のとおり。

(3) その他

①次回委員会開催日程について
審議結果要旨のとおり。

②その他

事務局から民間事業者の意向調査について、次回の委員会で中間報告を予定しており当委員会において意向調査の結果については、できる限り具体的にお示ししたい。しかしながら、検討段階である企業活動の方針を広く公表することは、誘致活動や企業活動の妨げになるのではと考え、運営内規第7条第2項の規定に基づき、次回の委員会を非公開としたい旨の提案があり、委員により承認された。

なお、主な意見・質疑等は次のとおり。

(○…質疑・意見、▶…質疑に対する返答)

○アンケートを踏まえしっかりとした議論を行うためには非公開での議論が望ましい。

○非公開とするならば、委員の秘守義務を確保するための資料の取り扱いについて、ご意見をいただきたい。

▶議事録や資料についても非公開としたい。配布した資料の内容については、委員の皆さまに取り扱いにご注意いただきたい。具体的な方法については、次回の委員会でお示ししたい。

○差し支えない範囲で、今回はこういうことを議論したということ

	<p>を審議項目程度は示していく必要があるのではないかと思います。</p> <p>▶次回委員会にて出せる部分、出せない部分、項目だけを出すのかということも含めてご議論いただいた後に確認させていただきたい。</p> <p>事務局から委員会条例第7条の規定に基づくオブザーバー参画の検討を進めたい旨の提案があり委員により承認された。</p> <p>○学研都市のプロジェクトは国の特別法に基づき国家目標の下に取り組んでいるプロジェクトであり、国土交通省の関係者のご出席を願いたい。</p> <p>9. 閉会</p>
その他特記事項	